

## 『鳥取県児童手当差押え事件』闘いの歩み

鳥取県民主商工会連合会  
事務局長 川本善孝

### 1、闘いの成果（資料①）

- (1) 県知事が謝罪
- (2) 『県滞納徴収マニュアル』の改正
- (3) 県の過去の差押事案の実態調査を約束

### 2、闘いの経過～鳥取だけで闘ったのではない。全国及び各界から応援が！～

- ・08年6月11日午前9時9分 事件発生（資料②）。
- ・『不服審査請求』『第1回県交渉』（9人）、『口頭意見陳述』（6人）など。
- ・09年3月19日 県『裁決書』。結果は却下、棄却。
  
- ・全商連⇒⇒⇒09年4月19日、佐々木憲昭衆議院議員質問（資料③）。  
与謝野財務・金融担当大臣(当時)「具体的に支給されたものが実際使用できなくなるような状況にすることも禁止されているというふうに解釈することが正しいと私は思います」  
高裁判決文「・・・実質的に本件児童手当を受ける権利自体を差押えたのと変わりが無い・・・」
- ・第2回県交渉（4団体20人）（資料②）。
- ・佐々木憲昭事務所⇒⇒⇒09年6月22日、仁比そうへい参議院議員質問。
- ・仁比そうへい議員⇒⇒⇒09年7月、高橋敬幸・勝俣彰仁弁護士へ。
- ・09年9月18日 鳥取地方裁判所に提訴。21回の公判。
- ・浦野広明税理士、『鑑定書』提出。
- ・13年3月29日 鳥取地裁『実質完全勝訴』。
- ・県に「控訴するな」のFAX運動 多数。  
「東京税財政研究センター」が県に『要望書』（資料⑤）を提出。
- ・県議会に『控訴取下げを求める』署名、個人4,811人、団体232団体。
- ・高裁松江支部に『児童手当の趣旨を生かした判決を』署名、個人5,653人。
- ・県議会でも2人の議員が4回一般質問。
- ・福岡市（児童手当）、長野県中野市（児童手当）、愛知県蟹江町（年金）取り返す。
- ・島根県下市町村、11年国保滞納差押え「実態調査」実施。70件／548件年金支給日に預金差押え。
- ・13年9月18日 高裁第1回公判、即日結審。13年11月27日 高裁判決『勝訴』。

### 3、今後の運動

- (1) 「県滞納整理マニュアル」について、専門家の知見をもとにチェックし、交渉。
- (2) 県下市町村の差押えの「実態調査」実施。
- (3) 国レベルで、この高裁判決の成果を具体化する運動（資料⑥）。

以上

# 『鳥取県児童手当差押え事件訴訟』 高裁(11/27)も、鳥取県の違法を認定！ 平井知事「(原告に)ご不便をかけたのなら、お詫び申しあげたい」 「今後滞納処分の取扱いを改めるよう早急にマニュアル等に見直しに着手したい」

## 「鳥取県13万(児童手当分)を支払え」の高裁判決確定！

資料①

### 【本件のあらまし】

鳥取市在住の自営業者の男性が自動車税・個人事業税等の県税を滞納していたところ、鳥取県税事務所が平成20年6月11日、「差押禁止財産」である児童手当金の振込みが行われた直後に、男性の預金を差押えたことは「受給権の侵害」にあたり違法であるとして、差押処分等の取消しと差押えられた児童手当金の返還、国家賠償法による慰謝料を請求した裁判です。

### 【高裁・判決文より】

- ① 「処分行政庁は、本件差押処分の時点で、平成20年6月11日に本件口座に本件児童手当が振込まれることを認識していたと認めることが合理的である。」
- ② 「処分行政庁において本件児童手当が本件口座に振り込まれる日であることを認識した上で、本件児童手当が本件口座に振り込まれた9分後に、本件児童手当によって大部分が形成されている本件預金債権を差押えた本件差押処分は、本件児童手当相当額の部分に関しては、実質的に本件児童手当を受ける権利自体を差し押さえたのと変わりがないと認められるから、児童手当法15条の趣旨に反するものとして違法であると認めざるを得ない。」

### 【勝ち取った成果】

県総務部長が表明

(12月10日、県議会答弁より)

1. 『滞納整理マニュアル』を改正する。
  - ① 月3・5回以上の入出金を繰り返す口座は生活口座として認定する。
  - ② 預金差押え時に、3ヶ月分の取引履歴を確認する。
  - ③ 差押えた預金が差押禁止財産を含む場合は、その金額は控除して差押ええる。
  - ④ 差押え後に申し出があり、差押禁止債権と確認できた場合は、差押えを解除、取り消す。
  - ⑤ 『マニュアル』は市町村と共有する。
2. 鳥取県の過去の差押え事案の実態調査をする。

※「差押禁止等財産」でも預金化すれば差押可能としていた、従来の徴収方針からの大幅な改善を勝ち取りました。



高裁松江支部前にて

／H25年12月17日「支援する会」

(鳥取市西品治 105-26、鳥取県民主商工会連合会内、TEL0857-24-5191)

預金差押えに係る処分取り消しの申し入れについて

- 1 日時 平成20年8月11日(水) 14:55~16:20
- 2 場所 県税局長室
- 3 来所者 鳥取県民主商工連合会理事・鳥取民主商工会事務局長 川本 啓孝  
 滞納者 (鳥取市吉野区東山町2丁目1番2号)
- 4 応対者 伊藤県税局長、高井徴収係長
- 5 申し入れの概要

(民商) ■■■さんは民商の会員ではないが、相談があった。  
 本日銀行に振り込まれた12~13万円の児童手当が差し押さえされた。  
 公的扶助なので、国税徴収法77条でも差押えはよしとしていないので差処されたい。

原質は児童手当である。本来、差押えすべきでない。返還してもらいたい。  
 (県) こちらは預金債権として押さえた。  
 (民商) それは承知している。児童手当と認識して押さえたのか。  
 (県) 事前に預金調査はして動きは把握している。

(滞納) 子供が6人、小・中・高校に行っていて、児童手当が出たら給食費を払う約束を先生としていた。妻が、明日から学校に行かせられないと言っている。

(民商) 生活困窮は明らか。取り消してもらいたい。国税では取消しは別がある。県税もできるはずだ。

(県) こちらは生活困窮にならないと判断して差し押さえた。すでに取り立ても完結しているので取り消しできない。審査請求をしてもらって、上級庁で判断してもらうのが公平と考えている。明白な取扱いや違法性はなく、取消理由がない。

(滞納) べつに差押えを撤回してというわけではなく、児童手当と分かっていて残高があるからと差し押さえる神経がわからない。自分の給料を押さえられるのはかまわないけど、当てになる6月の児童手当を初めから狙って、何の連絡もなかったんじゃないかというところが納得いかない。

(民商) 月11万円の収入(5月分・生協病院アルバイト)で7人家族。高校2年から幼稚園まで子供5人。奥さんは更年期障害で仕事ができない。生活保護を受けさせないといけないと思っている。

今ここで口頭で異議申し立てをして、生活状況もお話して、生活困窮だとわかったのなら、審査請求という手続きでなくても、取り消しできるでしょう。

(県) そちらのお話は伺ったが、今後こちらでも実態把握をした上で、必要であれば執行停止等の検討はすることになる。

(民商) わかりました。では、審査請求をすることにしましょうか。

(滞納) はい。

※ 審査請求のひな形を渡した。

決裁済  
 20.6.12  
鳥取県庁事務局長 高井 啓孝

局長	課長	課長補佐	係長	合	議	主査
伊	藤	●	●	●	●	高

# 児童手当の差し押さえは違法

## 佐々木憲昭衆院議員が質問 与謝野財務相が答弁

鳥取県が県税滞納者の預金口座に振り込まれた市の「児童手当」(差押禁止財産)を差し押さえた問題で、与謝野財務相は4月17日、衆院財務・金融委員会



国会で質問する佐々木憲昭衆院議員

まで差し押さえを広げる、自治体の一方的な滞納整理に歯止めをかける画期的な答弁です。日本共産党の佐々木憲昭議員が「児童手当は児童手当の差し押さえを禁止している。明確な違反ではないか」とたまたした質問に答えたもの。

また、佐々木議員が「総務省として調査、是正を」と迫ったのに対し、佐藤総務省大臣官房審議官は「鳥取県の税務当局に伝え、適切な執行に努められるよう注意を喚起したい」と述べました。

議員が「児童手当は児童手当の差し押さえを禁止している。明確な違反ではないか」とたまたした質問に答えたもの。

質問の内容は、佐々木憲昭衆院議員のホームページで見ることができます。(http://www.sasaki-kenryo.jp/hunsenki/090417-161002.html)

与謝野財務相は「そもそも児童関係の法律で差し押さえを禁止したことは、やはり児童手当とか児童福祉

法で出すお金が具体的に子どもたちの養育に使われるように、その目的が達成されることを主眼に置いた規定であって、権利の差し押さえはいけない」「具体的に支給されたものが実際に使用できなくなるような状況にすることも、また禁止されていると解釈するのが正しい」と明言しました。

質疑の中では、総務省・厚労省参考人が「たとえ差押禁止財産であっても、い

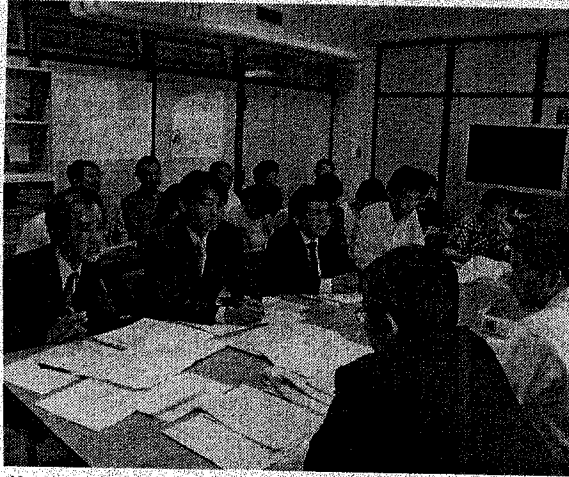
ったん預金に入れば一般財産となり、差し押さえは可能」との考えを示しましたが、与謝野財務相はこれを否定しました。

のえ  
当さ  
手押  
児童  
差し

# 税滞納処分は不当

## 鳥取県商連が県と交渉

鳥取県民主商工会連  
合会（奥田清治会長）  
など4団体は4日、鳥  
取県東部国税事務所が  
昨年6月、自動車税な  
どの滞納により児童手  
当13万円の入った鳥取  
市の男性の預金13万7  
円を差し押さえた件で  
鳥取県と交渉しまし  
た。男性への謝罪、13  
万円の返還、滞納処分  
の執行停止などを求め  
ました。20人が参加  
し、日本共産党の市谷  
知子、錦織陽子の両県  
議が同席しました。県



柴田総務部長（手前）と交渉す  
る民商県連の奥田会長（左か  
ら2人目）＝4日、鳥取県庁

側は柴田正顕総務部長  
らが応対しました。  
参加者は、与謝野馨  
財務相の国会答弁の  
後、岩国市が国保料の  
滞納処分で預金から引  
き出した児童扶養手当  
を納税者に返還したこ

とを示しました。

交渉で、県税事務所  
が男性の生活実態（当  
時子ども5人を含む7  
人家族で収入が月十数  
万円）を把握せず、「差  
し押さえる財産は…滞  
納者の生活の維持や事  
業の継続に与える支障  
が少ない財産であるこ  
と」とした県の「滞納  
整理マニュアル」に照  
らしても問題があった  
ことがわかりました。  
県側は、①滞納処分  
の執行停止を検討する  
②今後、納税者の生活  
実態を十分に配慮し、  
法の趣旨に反すること  
がないように教訓にす  
る―ことを約束しまし  
た。差し押さえ自体は、  
児童手当を「狙い撃ち」  
する意図はなく適法だ  
と主張しました。

09. 6. 6. 「りんぱん赤旗」

鳥取県知事殿

## 要 望 書

平成 25 年 3 月 29 日鳥取地方裁判所判決は、貴県（鳥取県）が行った預金に振込まれた児童手当（差押禁止財産）の差押さえを違法としました。この判決は、基本的に平成 10 年 2 月 10 日最高裁第三小法廷判決（北見信金事件）を踏まえたものであり、極めて妥当な判断といえます。

前記の最高裁判例は、結果として、預金口座の中に存在する差押禁止債権に対する強制執行を容認したのですが、争われた事実経過から判断しますと、差し押さえた預金口座の中に占める差押禁止財産の存在が明確に峻別・特定できるとは言い難い事例でした。

しかしながら、今次、鳥取地裁で争われた事例は、前記最高裁で争われた事例とは全く事実関係を異にし、差し押さえた預金口座の中に占める差押禁止財産を明々白々に峻別・特定できるものです。今次鳥取地裁の判決は、前記最高裁の判例を踏まえながらも、争点となった事実関係等を的確に総合判断した上で、貴県が行った児童手当（差押禁止財産）の差し押さえを違法と認定したもので、決して一方に偏った判断ではなく、極めて冷静でかつ常識的な判決と言えるものです。

貴県は、この公正妥当な判決に服し、控訴をされないことを強く要望する次第です。

2013 年 4 月 9 日

東京税財政研究センター 理事長 永沢 晃

”

著書「差押え 実践滞納処分の対処法」

執筆グループ代表 角谷 啓一（神奈川税財政研究センター）

# 児童手当口座差し押さえ「違法」判決

税の滞納を理由に、児童手当が振り込まれた口座を自治体が差し押さえるのは違法か――。そんな是非が問われた訴訟で広島高裁松江支部は11月、一審と同様、「違法」と認める判決を言い渡した。市民の生活を守る立場と、滞納対策を進める立場。双方のはざまできりきりの徴税を進めてきた自治体に巨額

## 給食・学費のあてゼロに

残金73円の預金口座に入金があつたのは9月半ばだった。2008年6月11日、年3回ある児童手当13万円の支給日だった。鳥取市の男性(41)は支払いが遅れていた子どもの給食費や学費に充てるつもりだった。だが振り込まれてわずか9分後、口座の残金はゼロに。銀行から戻った男性(41)は「下ろせなかった」と言を落とした。

鳥取県の県税事務所が口座を差し押さえていた。個人事業税と自動車税計約2万円の滞納が理由だった。

男性は当時、自営業だったが、景気低迷で業績が悪化。一時は800万円ほどあった年収が200万円に減っていた。妻と高校2年の長女、中学1年の次女、小学4年の長男、小学1年の三女、保育園の次男その7人

暮らし。売上げが入ったら税金を払うつもりだったが、電気が止められたりして……。生活費が足りず、夜間警備のアパートを始めた矢先だった。その日のうちに床の窓口にまで行き、頭を下げた。「バイト代が入ったら分納します」。

## 返金応じる動きも

一審判決後、児童手当や年金が振り込まれた口座を差し押さえた自治体が、当事者の訴えに応じて返金するケースが出てきている。

児童手当の口座を差し押さえた福岡市と長野県中野市、年金の口座を差し押さえた愛知県豊田町。高裁も違法と判断したことで、全国の自治体にさらに波及が広がる可能性がある。

総務省によると、11年度の地方税の滞納残高は約1兆9155億円に上る。一方で地方財政は厳しさを増す。多くの自治体が最高裁の判例に基づき、差し押さえによる滞納対策を進めてきた。

児童手当は困る」

だが県の職員は「いったん振り込まれたものは預金と一緒」と取り合ってくれなかった。給食費などを待ってもらえよう学校に頭を下げるしかなかった。

ちよとその1年前の口座の動きを、県が事前に調べて差し押さえたことを後から知った。滞納については申し訳ない思いだったが、それでも「児童手当は子どものためのもの」と思い、09年9月、鳥取県を相手取って提訴した。

県は最高裁の判例をもとに差し押さえは可能と反論したが、一審・鳥取地裁は今年3月、「児童手当の振り込みに合わせて差し押さえた認められ、正義に反する」と判断。差し

押さえに関する処分を取り消しと慰謝料など5万円の支払いを県に命じた。

一審・広島高裁松江支部も11月、「法の趣旨に反して違法」とし、県に児童手当13万円の返還を命じた。最高裁の判例を原則としつつ、口座に振り込まれた直後は児童手当の属性を失っていないからと認定した。一方で「県に故意、過失があるとはいえない」としたため、県は上告せず、判決は確定した。

男性は現在、バイトをしたがら月3千円ずつ県税を分納する。自営業はたまた、定職を探す。「すべての人が同情してくれるわけじゃないのは分かってる。でも、違法な徴税に歯止めがかれば」

## 戸惑う自治体

鳥取県には一審以降、国や自治体から100件を超える問い合わせがあつた。県は預金の内容を確認するなど差し押さえる際の留意点をマニュアル化するといふ。

だが、滞納に悩む自治体は基準作りに二の足を踏む。

例えば、隣の島根県。全19市町村を県が調べると、11年度、差し押さえによって国民健康保険料に充てられた預金口座は11市町で548件。そのうち81件が年金の振り込まれる口座で、70件は年金支給日に差し押さえられていた。

県の担当者は「差し押さえで生活が困窮することのないよう

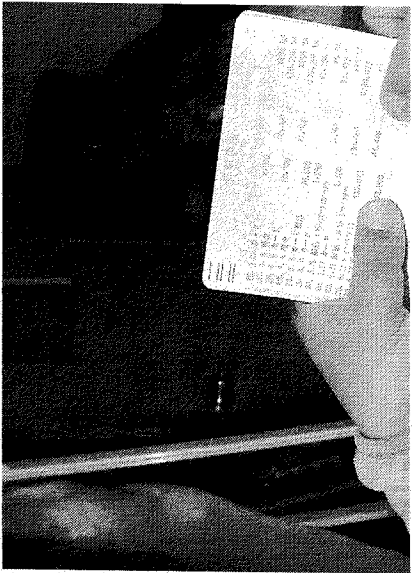
## 基準作りは二の足

指導したい。でも、著しく意識が欠ける人にはちゃんと納めてもらわない」と話し、悩まさをにませる。

総務省は一審後、全国の自治体に判決を通知。「口座の残高、差し押さえるタイミング、財産の状況は千差万別で基準を作るのは難しい」として情報の提供にとどめた。

債権に詳しい岩手大学の西牧正善准教授(民法)は、税の公平性の観点から「自治体はまじめに徴税してきたとも言える」としつつ、生活困窮者を守るには「差し押さえ禁止債権を狙った差し押さえが違法だとはつきり位置づけることが重要」と指摘する。

振り込まれてから一定期間は差し押さえを禁止し、生活に欠かせない財産がどうか判断する方法を提案する。禁止期間などの議論は必要だが、「差し押さえ禁止債権はセーフティネットにあたる。困窮者が追い詰められないような仕組みづくりを」と求める。(小川博孝)



半残金73円の口座に2カ月ぶりに入金のあつた日、振り込まれて9分後の差し押さえがあった。――鳥取市

**差し押さえ禁止債権**  
生活の維持に欠かせない国民年金や生活保護費などで差し押さえるのが禁止されている。子どもの成長を目的に支給される児童手当も児童手当法15条で差し押さえが禁止された。1998年2月、金融機関が保証人への請求された年金などが振り込まれた年金を相殺した事例で、禁止されれば差し押さえの可能性がある。手術前に薬のみ、光を当てると腫瘍部分が光るよ

## 患者を生かす

脳腫瘍の手術から1年半。東京都の井手京子さん(60)は2008年初め、再発を告げられた。仕事を週2、3回の勤務からフルタイムに戻そうと考えていた矢先だった。落ち込んだ。新しく主治医になった埼玉医科大学国際医療センター(埼玉県日高市)の西川亮教授(58)は「再

る。追加照射はよくないと判断したところ、井手さんは納得した。「お願いします」。4月末に手術。腫瘍は1回と同じ場所にできていた。運動神経のある領域に近い。傷つけられ、手足にまひが起る可能性がある。手術前に薬のみ、光を当てると腫瘍部分が光るよ

## 脳と神経

## 脳腫瘍④

## 答 途切れた記憶

去ることができました」と言った。病理検査の結果、悪性度は1段階下がっていた。手足のまひは全く順調に回復。2週間後に退院した。腫瘍の増殖を抑える薬を服用し、薬を再開した。約1カ月のうち8日間のひき業、2〜3日目に眠れないほどの吐き

週に2  
上旨

